

「ひとり親家庭など」にはこのような方々も含まれます。

例1: ①の児童扶養手当の対象①～⑨に該当する児童を養育している祖父母

→①、②、⑪～⑭の制度がご利用いただけます。

例2: 配偶者が重度の障がいにある方

→①、②、④、⑥～⑮の制度がご利用いただけます。

このほかの支援については、「障がい者(児)のしおり」をご覧ください。

1 児童扶養手当

 各区役所健康福祉課

両親の離婚などにより父または母と生計を同じくしていない児童の健やかな成長のため、生活の安定と自立の促進を目的として支給する手当です。

対象者

下記の①～⑨のいずれかに該当する児童を養育する父または母や代わって養育している方、または、父または母に重度の障がいがある場合

- ①父母が離婚した児童
- ②父または母が死亡した児童
- ③父または母が重度の障がいにある児童
- ④父または母の生死が明らかでない児童
- ⑤父または母から1年以上遺棄されている児童
- ⑥父または母が裁判所からのDV保護命令を受けている児童
- ⑦父または母が法令により1年以上拘禁されている児童
- ⑧未婚の女性の子
- ⑨棄児などで出生の事情があきらかでない児童

※上記でいう児童とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童または、20歳未満の障がいがある児童をいいます。

※受給資格について、他にも要件がありますので、詳しくはお問合せください。

支給額 児童扶養手当月額(令和8年4月から)

| 区分 | 児童1人 | 第2子以降加算額 |
|------|---------------------|--------------------|
| 全部支給 | 48,050円 | 11,350円/人 |
| 一部支給 | 48,040円～ 11,340円 | 11,340円/人～5,680円/人 |

備考: 公的年金給付などを受給している方は上記の手当額から差額分を計算することになります。

所得制限 下記のとおり

【児童扶養手当所得制限額】

| 税法上の 扶養親族等の数 | 本人 | | 配偶者・ 扶養義務者 |
|-----------------|-------------------|------------|---------------|
| | 全部支給 | 一部支給 | |
| 0人 | 690,000円 | 2,080,000円 | 2,360,000円 |
| 1人 | 1,070,000円 | 2,460,000円 | 2,740,000円 |
| 2人 | 1,450,000円 | 2,840,000円 | 3,120,000円 |
| 3人以上 | 1人増すごとに38万円を所得に加算 | | |

備考1: 所得は収入金額とは異なります。例えば給与所得者の場合、源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」欄の金額です。

備考2: 給与所得又は公的年金等に係る所得を有する方は、その合計額から最大10万円を控除します。

備考3: 所得には、児童の父または母からの養育費(8割)を含めます。
備考4: 合計所得から、児童扶養手当法施行令に規定されている社会保険料相当額(一律8万円)を控除します。その他、障害者控除、医療費控除などについてはお問合せください。

備考5: 老人扶養親族や特定扶養親族がある場合は、上記限度額が上ります(ただし、老人扶養親族のみの場合は条件が異なります)。


備考6: 上記表の所得制限額を超えた場合は支給停止となります。

支給月 1月・3月・5月・7月・9月・11月
(支給月の前2か月分を振込み)

必要書類など 戸籍謄本 通帳の写し
その他詳しくはお問合せください。

申請 各区役所健康福祉課

2 ひとり親家庭等医療費助成

 各区役所健康福祉課

対象者

下記の①～⑨のいずれかに該当する児童またはその児童を養育する父、母、養育者

- ①父母が離婚した児童
- ②父または母が死亡した児童
- ③父または母が重度の障がいにある児童
- ④父または母の生死が明らかでない児童
- ⑤父または母から1年以上遺棄されている児童
- ⑥父または母が裁判所からのDV保護命令を受けている児童
- ⑦父または母が法令により1年以上拘禁されている児童
- ⑧未婚の女性の子
- ⑨棄児などで出生の事情があきらかでない児童

一部負担金 入院:1日1,200円 通院:1日530円
(医療機関ごと月4回まで必要)
調剤薬局:0円(全額助成)


申請 各区役所健康福祉課

check!

※受給資格について、他にも要件がありますので、詳しくはお問合せください。

※所得制限あり。詳しくはお問合せください。

3 母子父子寡婦福祉資金の貸付

 各区役所健康福祉課

母子・父子・寡婦家庭の経済的な自立、生活の安定のため、一時的に必要となる資金を無利子または低利でお貸しします。

対象者

以下のすべてに該当する方

- ▶ 母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦、父母のいない児童
- ▶ 税金などを滞納していない方
- ▶ すでに借り入れている当貸付金の償還を滞納していない方
- ▶ 償還ができる方

資金の種類

事業開始・事業継続・技能習得・修業・就職支度・医療介護・生活・住宅・転宅・結婚・修学・就学支度

申請するには

各区役所健康福祉課

check!

お子さんの就学、就職に関する貸付金は、そのお子さんが連帯借主となり、お母さんまたはお父さんと共に返済の義務を負います。

また、連帯保証人をたてていただく場合があります。

4 自立支援教育訓練給付金

各区役所健康福祉課

ひとり親家庭の父または母が、就職に有利な資格を取得するため、厚生労働省で指定された講座を受講し修了した場合、経費の一部を給付します。また、講座受講開始日において、雇用保険法による教育訓練給付の受給資格を有する方につきましては、雇用保険法による支給額との差額分を支給します。

※専門実践教育訓練給付金の対象講座を受講する方について、受講修了日から1年以内に資格取得し就職した場合に経費の85%(上限60万円×修学年数)まで追加支給します。

給付額 経費の60%(上限20万円又は40万円 下限12,001円)、もしくは、雇用保険法による教育訓練給付金との差額分

申請期限 受講開始前まで(必ず事前相談が必要です。)

申請 各区役所健康福祉課

5 高等職業訓練促進給付金

こども政策課 025-226-1201

児童扶養手当の所得水準にあるひとり親家庭の父または母が、定められた資格を取得するため、厚生労働省で指定された6か月以上の講座を受講する場合、その期間(支給上限4年※条件あり)に対して生活費相当額を給付します。(児童扶養手当の所得水準を超過して1年以内の方も対象です。)

給付額 住民税非課税世帯:月額100,000円
住民税課税世帯:月額70,500円
(養成機関の最終年限1年間について、4万円加算して支給)

申請期限 毎月1日～15日(必ず事前相談が必要です。)

申請 こども政策課

6 ひとり親家庭高等職業訓練促進資金の貸付

新潟県社会福祉協議会生活支援課 025-281-5605

高等職業訓練促進給付金を活用し資格の取得を目指す方へ一時的に必要な資金や、自立に向けて意欲的に取り組むひとり親家庭の父や母に住宅支援資金をお貸しします。

対象者 ・高等職業訓練促進資金
高等職業訓練促進給付金を受給している方
・住宅支援資金
母子・父子自立支援プログラムの策定を受けている方

資金の種類 ・高等職業訓練促進資金
入学準備金(上限500,000円)
就職準備金(上限200,000円)
・住宅支援資金
月額70,000円、12か月の範囲内(最大840,000円)

申し込み 新潟県社会福祉協議会

7 ひとり親家庭等就業・自立支援センター

ひとり親家庭等就業・自立支援センター 025-281-5587

ひとり親家庭の父または母の就業・自立を促進するため専門の相談員を配置し、就業や養育費の相談などを受け付けています。

相談場所 新潟県ひとり親家庭福祉連合会(新潟ユニゾンプラザ内)

相談方法 来所、電話、メール

時間 月～金曜:9:30～16:30(祝日・年末年始を除く)

申し込み ひとり親家庭等就業・自立支援センター
E-mail: info@niigatakenboren.jp

8 ひとり親家庭等の自立支援プログラム策定

こども政策課 025-226-1201

ひとり親家庭の父または母(離婚前の方も含む)の自立や求職活動を、ハローワークなどと連携して支援します。
(生活保護受給者は担当ケースワーカーにご相談ください。)

申し込み こども政策課

9 日常生活支援

20歳未満の児童を扶養するひとり親家庭の父または母及び寡婦、離婚前の困難を抱えている父または母が一時的に保育・家事手伝いなどを必要とする場合に家庭生活支援員を派遣します。小学校以下の児童を養育しているひとり親家庭で、就業の理由により帰宅時間が遅くなる場合等は定期的な利用が可能です。
※登録制度になっていますので、事前に登録申請が必要です。

登録申請

お問合せ 各区役所健康福祉課(P77、78参照)

登録申請 各区役所健康福祉課

利用

利用料 生活保護世帯・市県民税非課税世帯については無料。
それ以外の方は利用時間に応じた負担あり

申し込み 新潟市母子福祉連合会(※利用する前日まで)
025-243-4380

10 母子世帯向市営住宅

20歳未満の子を扶養する母子家庭の母とその子が入居できます。

住宅

名称 市営宮浦住宅

所在地 中央区万代5丁目5-12

建物 鉄筋コンクリート造8階建て

間取り 6畳、4.5畳、DK、風呂、トイレ

その他 エレベーターあり、駐車場なし

入居条件

家賃 収入に応じ12,500円～28,800円(令和8年度)

条件 母子家庭であり、月額所得が158,000円以下であること、所得上限緩和世帯(小学校修了前のこどもがいる世帯など)は259,000円以下
※月額所得=(世帯合計所得額-扶養親族控除額など)÷12か月

募集案内 空き室が出た場合、市報にいがたと市ホームページに掲載します。

申し込み 各区役所健康福祉課(P77、78参照)
※申し込み書の有効期限:申し込みした年度の2月末日まで

お問合せ こども政策課 025-226-1201
各区役所健康福祉課(P77、78参照)

check!

その他の市営住宅のお問合せは、

▶北区・東区:万代サービスセンター 025-374-5410
▶上記以外の区:白山サービスセンター 025-234-5252

11 母子生活支援施設

母子家庭等で、生活上のさまざまな問題により、子どもを十分養育できないときに、母子ともに入所する施設です。母子の自立に向けて計画を立て、就労支援や生活支援を行います。

申請・お問合せ 各区役所健康福祉課(P77、78参照)
子ども家庭課 025-226-1195

12 JR 特定者用定期乗車券割引

児童扶養手当受給者及びその方と生計を同じくする三親等以内の血族(扶養義務者の範囲)の方のJR通勤定期が3割引になります。証明書の発行には本人確認が必要となりますので、定期券を使用するご本人が窓口においでください。

※生活保護受給者は、担当ケースワーカーにご相談ください。

申請・お問合せ 各区役所健康福祉課(P77、78参照)

13 ひとり親家庭等自立支援相談

ひとり親家庭の方の生活相談や離婚後の自立に向けた相談などを受け付けますので、お気軽にご利用ください。

申請・お問合せ 各区役所健康福祉課(P77、78参照)
子ども政策課 025-226-1201

14 税金等の減免など

所得税・住民税

夫と死別・離別後再婚していない女性、生計同一の子を有し未婚のひとり親または配偶者の生死が不明な人で、一定の要件を満たす場合は、所得税・住民税の寡婦・ひとり親控除を受けられます。

お問合せ

所得税 北区・東区・中央区・江南区・南区・西区の方:
新潟税務署 025-229-2151
秋葉区の方:新津税務署 0250-22-2151
西蒲区の方:巻税務署 0256-72-2355

住民税 市民税課
中央区・南区の方:市民税第1係 025-226-2245
東区・江南区の方:市民税第2係 025-226-2365
西区・西蒲区の方:市民税第3係 025-226-2370
北区・秋葉区の方:市民税第4係 025-226-2375

国民健康保険料の減免・軽減

ひとり親の家庭、夫と死別・離別後再婚していない女性で国民健康保険加入者がいる世帯は、保険料が減免される場合があります。

出産予定または出産した国民健康保険加入者(妊娠4か月以上の流産なども含む)がいる世帯は、出産前後の一定期間分の保険料が軽減されます。

詳しくはお問合せください。

お問合せ 各区役所区民生活課(中央区は窓口サービス課)
(P77、78参照)

国民年金保険料の免除

出産予定の人または平成31年2月1日以降に出産した人(妊娠4か月以上で流産などを含む)は出産前後の一定期間の保険料が免除になります。免除期間は納付したものととして年金の受給額に反映されます。

お問合せ 各区役所区民生活課(中央区は窓口サービス課)
(P77、P78参照)

15 中学生学習会

問合せ 子ども政策課 025-226-1201

学習習慣や学習意欲の形成などのために、大学生などが、学習のお手伝いをします。

対象者 児童扶養手当受給世帯の中学生

開催場所 北区、東区、中央区、江南区、西区(その他の区にお住まいの方も参加できます。)

開催日 毎週土曜日・日曜日(区により水曜日)
※開催日および開催時間は会場などによって異なります。詳しくはお問合せください。

申し込み 子ども政策課 各区役所健康福祉課

16 養育費履行確保支援補助金

問合せ 子ども政策課 025-226-1201

ひとり親家庭の方が養育費を確実に受け取れるように支援するため、補助を実施しています。

対象者

市内にお住まいの母子家庭の母、父子家庭の父で以下の要件にすべて該当する方

- ▶養育費に係る「債務名義」を有している
- ▶養育費の取り決めの対象となる子(20歳未満)を扶養している
- ▶対象経費を負担した
- ▶過去に同様の補助金の支給を受けていない
- ▶保証会社と1年以上の保証契約を締結している(養育費保証契約費用補助のみ)

補助対象 ①公正証書等作成費用、②養育費保証契約費用、③強制執行申立て費用

補助額 ①、②の対象経費あわせて「上限10万円」
③の対象経費「上限5万円」

申請期限 対象経費を負担した日の属する月の翌月から6カ月以内

申請・お問合せ 子ども政策課

17 ひとり親家庭サポーター事業

新潟市母子福祉連合会にひとり親家庭サポーターを配置し、養育費や離婚後の親子交流の取り決めの重要性を学ぶ親支援講座の開催や、ひとり親家庭または離婚前の父母が必要とする支援を受けられるよう家庭裁判所等と同行支援を行います。

対象者 ひとり親家庭の父または母、離婚前の父母

支援内容

- ▶同行支援
養育費の取り決め等、離婚前後の必要な手続きを行う際に公証人役場、家庭裁判所、弁護士事務所等と同行します。なお、同行前に、事前相談を行います。

【相談場所】

新潟市中央区八千代1-3-1 新潟市総合福祉会館3階
ひとり親家庭サポートセンター(新潟市母子福祉連合会事務局内)

【相談日時】

月曜日 …… 10:00~12:00、14:00~16:00
金曜日 …… 15:00~17:00
第4日曜日 … 15:00~17:00

※月曜日と金曜日が祝日の場合を除く

- ▶親支援講座
養育費や親子交流の取り決め方法や、離婚前後のこどもの気持ち等についての講座を開催します。(年4回程度開催)

お問合せ 新潟市母子福祉連合会 080-2161-7347